

耕作放棄地を再生・利用する方を応援します！

市では、年々増加傾向にある耕作放棄地の解消と優良な農地の維持を図るため、耕作放棄地を再生・利用する方を支援する常陸大宮市耕作放棄地対策事業費補助金制度を始めます。

●補助内容

常陸大宮市農業委員会が行う現地調査により、雑木等が繁茂するなどして、そのままでは耕作が困難と判断した農地を購入または借り受けて営農を希望する者(個人・団体)が行う伐採、抜根、整地および客土等の再生作業に係る経費について、**10a当たり50,000円を上限として補助します。**ただし、実際に要した経費が10a当たり50,000円以下の場合はその額となります。

作業等の区分	作業等の内容	補助金の額
再生作業	農地の障害物の除去、深耕、整地、客土等	作業等に係る経費の額※とし、10a当たり50,000円(1a未満四捨五入)を上限とします。
再生作業後の土壌改良	肥料・有機資材の投入、緑肥作物の栽培等	

※農地の再生作業およびその後の土壌改良にかかる経費は、雑木等の除去、整地または客土等に係る経費(燃料費、機器リース代等を含む)、委託料(人件費を含む作業一式、産業廃棄物処理料等)および緑肥作物栽培等に要する資材費(種苗・肥料代等)とし、通常の農作業で発生する経費は除きます。

●補助対象者および要件

再生する農地の所有権の移転または賃借権もしくは使用貸借権の設定を受けた者(同一世帯員や二親等内の親族等から所有権の移転または賃借権もしくは使用貸借権の設定を受ける場合を除く)が、再生後5年以上継続して耕作するものとします。

※既に再生した農地または国・県等から同様の補助金を活用する場合は対象となりません。

●申請手続き等

制度を利用するには事前に申請が必要となります。詳細は農業委員会事務局へお問い合わせください。

申込・問 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線212・213